

南相馬市条例第13号

南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例

いつまでも自分らしく、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して暮らしていくことは、私たち南相馬市民の共通の願いです。

本市の高齢化は急速に進み、それに伴い認知症の人の数は更に増加することが見込まれています。また、65歳未満で発症する若年性認知症もあり、認知症は、年齢等にかかわらず、誰もがなり得る身近なものとなっています。

市では、認知症の人及びその家族が、どのような思いや希望などを抱えているのかを聞き、「今までどおりの暮らしがしたいが、周りに迷惑をかけたくない」という、複雑な気持ちがあることが分かりました。

認知症は、「すべてのことを忘れる」、「何もできなくなる」というものではなく、本人の意思や感情は残されています。また、早期発見・早期対応によって、日常生活を維持できることが期待できるとされています。こうしたことから、認知症を他人事ではなく、自分事として捉え、認知症を知り、備え、人とつながることが大切です。

平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、多くの市民が市内外での避難生活を余儀なくされました。平成28年の避難指示解除により「生まれ育った地域で生活したい」という強い思いで帰還した市民、加えて近隣自治体から避難して生活している方の多くは高齢者であり、本市の高齢化率の上昇を早める一因とも言えます。

高齢者を支える「担い手」である若い世代の人口減少が見込まれる今、全ての市民が寄り添い、共に歩み、笑顔で自分らしい暮らしができるまちを実現していくことがとても重要であり、市、市民、事業者、地域組織及び関係機関がそれぞれの責務と役割を理解し、行動することが求められます。

これらを踏まえ、認知症と共に生きる意識を高め、その備えをし、認知症になっても、安心していきいきと笑顔で互いに支え合いながら暮らせる共生社会を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、認知症と共に歩み笑顔で支え合うまちをつくるための基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本的事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての市民が地域社会の一員として、互いを尊重し、支え合うまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる状態にまで認知機能が低下した状態をいう。

- (2) 認知症の人等 認知症の人、家族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う者又は団体をいう。
- (5) 地域組織 主に市民で構成される営利を目的としない団体で、市内において活動を行うものをいう。
- (6) 関係機関 医療、介護、福祉、その他支援等に携わる機関をいう。
- (7) 認知症の予防と備え 認知症の予防とは、認知症になることを遅らせ、なっても進行を緩やかにする認知症予防に資する活動をいい、認知症の備えとは、認知症になったとしても安心して暮らすことができるために用意する対策をいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策は、次に掲げる基本理念に基づき、推進するものとする。

- (1) 認知症の人をはじめ誰もが、一人ひとりの意思が尊重され、尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らし続けること。
- (2) 認知症を他人事とせず自分事として捉え、認知症の正しい理解を深め、予防と備えをすること。
- (3) 全ての市民、事業者、地域組織及び関係機関（以下「関係機関等」という。）は相互に連携し、共に支え合うまちを目指すこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、関係機関等と連携しながら、次に掲げる事項に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 認知症に関する正しい知識の普及並びに認知症の人等に対する支援に必要な情報の収集、分析及び研究を行い、新たな知見を取り入れ、地域の実情に応じた施策を実施すること。
- (2) 認知症の人等に対する支援に係る人材の育成及び資質の向上を図ること。
- (3) 連携及び協働により、認知症の人等を地域で支え合うまちづくり推進のための取組及び環境整備を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認知症の人等が地域で安心して暮らすために必要な支援を講じること。

(認知症の人等の役割)

第5条 認知症の人等は、安心して暮らせるまちづくりのため、自らの希望、思い、気づいたこと等を市又は関係機関等に発信するものとする。

- 2 認知症の人等は、地域の一員として、自らの意思に基づき社会参加を行うものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして考え、認知症の人等への支援及び自身の将来への備えとして、認知症に関する正しい知識の習得と理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづ

くりを進めるため、認知症の人等も地域の一員として、全ての市民が交流、見守りその他の市民相互の支え合いに取り組むよう努めるものとする。

- 3 市民は、認知症への予防と備えに努めるとともに、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人等の状況に応じて適切な配慮を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、認知症の人等が働きやすい環境の整備に努めるとともに、就労の継続のために必要な配慮をするよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第8条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人等の見守り等による地域での支え合い、認知症の予防に関する活動、交流ができる居場所づくり等に積極的に取り組み、認知症の人等が安心して暮らせる環境の整備に努めるものとする。

- 2 地域組織は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能の向上並びに認知症の人等が置かれている状況に応じた適切なサービスの提供に努めるものとする。

- 2 関係機関は、その専門性を活かして認知症に関する正しい知識の普及及び啓発を行うとともに、認知症の人等を支援する人材の育成に努めるものとする。
- 3 関係機関は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(認知症の予防と備え)

第10条 市は、認知症の予防に資すると考えられる活動の推進と、備えにつながる知識及び情報を得ることができるよう普及・啓発を行うものとする。

- 2 市は、認知症の早期発見及びその状況に応じた適切な支援の実施に向け、相談及び連携の体制づくりを図るものとする。

(知識の普及及び人材育成)

第11条 市は、第5条第1項に定める認知症の人等による発信を支援するとともに、市民、事業者、地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、啓発活動を行うものとする。

- 2 市は、認知症に対する正しい知識を持って、地域及び職域で認知症の人等を見守り、支援する認知症サポーターの養成を推進するものとする。
- 3 市は、教育機関と協力して、子ども及び若者への認知症に関する理解の促進を図るものとする。
- 4 市は、関係機関等と連携し、医療及び介護に従事する者が認知症の人等に対応するため

に必要な知識及び技能の向上を図るものとする。

(認知症の人等への支援)

第12条 市は、認知症の人等が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 認知症の人等の状況に応じて、適時に、適切な支援を実施するため、医療及び介護の連携体制並びに環境の整備を図る。
- (2) 認知症の人等が安全で安心して生活することができる環境の整備を図るため、行方不明となるおそれのある認知症の人を早期に見つけ、保護するための仕組みを整備する。
- (3) 認知症の人が安心して自立した生活を営むため、認知症の人等の就労の継続のために必要な支援及び必要な社会保障制度が確実に提供されるための支援を行う。

2 市は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、判断能力に配慮した成年後見制度等の権利擁護の取組を推進するものとする。

(地域づくり及び社会参加の促進)

第13条 市は、認知症の人等を含む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる地域づくりに必要な支援を行うものとする。

- (1) 地域における日ごろからの声かけ、見守り等を行い、共生の意識を高め、認知症の早期発見及び適切な支援に向け、相談及び連携体制づくりの支援を行う。
- (2) 認知症の人等が、地域の一員として地域の活動及び交流を続けることができる環境づくりの支援を行う。
- (3) 認知症の人等を含む誰もが社会での役割及び生きがいを持ち、その有する力を最大限に活かせるような社会参加の場の確保の支援を行う。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。